

5	青少年・治安対策本部	子ども・若者問題対策の推進
事業概要	<p>1 青少年育成総合対策の推進          昨今の社会の急激な変化に伴い、子ども・若者をめぐる情勢は、従来とは様相を異にし、困難かつ迅速に対応しなければならない問題が数多く生じている。こうした状況に対応するため、子ども・若者の問題に関わる主要な部署と連携した青少年育成総合対策の推進を図っている。</p> <p>2 子ども・若者問題対策の方向性</p> <p>(1) 東京都子ども・若者問題対策会議による全庁横断的な取組          子ども・若者をめぐる諸問題について、各局で連携して政策の方向を検討し、取組を進めていくために全庁横断会議を設置          現在、子どもの安全対策、非行少年の立ち直り支援、若者の自立等支援など10の課題を設け、課題ごとに取組を展開</p> <p>(2) 若年者の自立や非行少年の立ち直り支援          ア 相談事業を通じたひきこもりの実態把握、ひきこもりを支援するNPO法人等の支援団体の育成、ひきこもり支援団体と区市町村との協働の推進、ひきこもりの問題を抱える家族に対する地域における支援の推進          イ 主に18歳以上の若者を対象とした総合的な相談窓口の運営          ウ 非行少年の立ち直りを図るための支援</p> <p>(3) 地域と協働した子どもの育成          ア 東京子ども応援協議会の運営          イ 心の東京革命の推進とあいさつ運動の全都展開</p> <p>(4) 有害環境から子どもを守る取組          ア 青少年健全育成条例の運用及びインターネット・ゲーム対策の推進          イ インターネット・携帯電話対策の推進</p>	

これまでの経過

- 平成 16 年 11 月 インターネットによるひきこもり相談(「東京都ひきこもりサポートネット」)の運営開始  
「ひきこもりに係る連絡調整会議」設置
- 17 年 3 月・19 年 3 月 東京都青少年の健全な育成に関する条例改正
- 17 年 6 月 「東京子ども応援協議会」設立総会開催
- 10 月 「テレビゲームと子どもに関する協議会」設置
- 18 年 10 月 東京都青少年問題協議会から、少年院等を出た子どもたちの立ち直りを、地域で支援するための方策について答申
- 19 年 1 月 「東京都子ども・若者問題対策会議」設置
- 1 月 「子どもに万引をさせない連絡協議会」設置
- 3 月 「若年者自立支援調査研究に関する検討会」設置
- 4 月 「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」設置
- 7 月 「東京都ひきこもりサポートネット」電話相談開始
- 20 年 4 月 「ネット・ケータイに関する関係局連絡会議」設置
- 7 月 「東京都ひきこもりセーフティネットモデル事業」の開始
- 8 月 非行少年立ち直り支援ワンストップセンター「ぴあすぽ」開設
- 8 月 東京都若者社会参加応援ネット「コンパス」(ひきこもり等の若年者支援プログラム事業)の開始
- 9 月 「東京都ひきこもりサポートネット」携帯メール相談開始
- 11 月 東京都青少年問題協議会から、「若者を社会性をもった大人に育てるための方策について」意見具申
- 12 月 東京都青少年問題協議会に、メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について諮問
- 21 年 4 月 「早期からの『しつけ』の後押し事業」開始
- 7 月 東京こどもネット・ケータイヘルプデスク開設
- 7 月 「東京都若者総合相談(・・)/若ナビ」開設、電話相談開始
- 7 月 「若者の自立等支援連絡会議」設置
- 11 月 「東京都若者総合相談(・・)/若ナビ」メール相談開始
- 22 年 1 月 東京都青少年問題協議会から、「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」答申
- 12 月 東京都青少年の健全な育成に関する条例改正
- 23 年 1 月 第 1 回「携帯電話端末等推奨基準検討委員会」開催
- 6 月 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則改正
- 9 月 「携帯電話端末等における東京都推奨制度」の申請受付の開始
- 10 月 「東京都青少年健全育成審議会」専門委員委嘱
- 10 月 「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針策定に係る意見交換会」開催
- 10 月 「第 1 回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会」開催
- 10 月 「非行少年の立ち直り支援を担う人材育成セミナー」開催
- 11 月 非行少年の立ち直り支援に関する講演会「非行少年について知る」開催
- 11 月 大学生シンポジウムの開催
- 11 月 携帯電話端末等及び機能の推奨
- 11 月 「警視庁サイバー犯罪対策シンポジウム」開催
- 24 年 1 月 「中学生の職場体験発表会」開催
- 2 月 第 6 回「東京あいさつフェスタ」開催

- 2月 「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針」の制定
- 3月 「警視庁フィルタリング特別展2012」開催
- 3月 「第2回東京都推奨携帯電話端末等検討委員会」開催
- 3月 リーフレット・DVD「家庭で見守る子供のネット利用」作成
- 3月 第9回「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」開催
- 3月 第2回地域支援者向け講習会の開催
- 3月 「東京都若者総合相談（・ ・）/ 若ナビ」公開研修の開催

**東京都子ども・若者問題対策会議**

若年者の自立支援、家庭の教育力向上を新たに課題に含め再構築した、子ども・若者をめぐる10の課題を中心に、引き続き関係局で連携した取組を推進する。

**非行少年の立ち直り支援**

保護司活動支援協議会等を活用し、少年院出院者を始めとする非行少年の立ち直り支援施策を推進する。

**「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク」の運営**

青少年の抱えるインターネットや携帯電話に関するトラブルや悩みの解決に向けた適切な対応を行うため、青少年やその保護者などが気軽に相談できる総合的な窓口として運営。電話、及びインターネット(携帯電話、PC)で相談受付。併せて、分析業務、調査・情報収集業務、事業者等への情報提供及び情報収集業務も行っている。

**インターネット、ゲームに関する家庭のルール作り**

親子の絆を深めつつ、インターネットやゲームの悪影響から青少年を守るため、各家庭でのルール作りの支援策として、保護者等を対象としたグループワーク形式「ファミリールール講座」及び講演会形式「出前講演会」を開催。

平成22年度より、保護者の受講機会の増加を図るためその実施規模を拡大している。

**あいさつ運動**

事務事業評価による検討を経て「体験を通じた子どもの健全育成」として拡充。今後は、コミュニケーションの入口である「あいさつ」に加え、子どもたちが他人と交流し、ひとつのことをやり遂げるなどさまざまな体験を通じて社会の基本的なルールや人との関わり方を学ぶとともに、社会が自分とは異なる立場や価値観をもった人々で成り立っていることを実感させることを目指す。アスリートやアーティストとの交流を通じて親子で学ぶ「あいさつ・ふれあいチャレンジプロジェクト」を各地で実施するなど各種事業を展開。

**ひきこもり等社会参加支援事業**

「東京都ひきこもりサポートネット」において、相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や必要な支援機関を紹介するとともに、相談事例を活用したひきこもり支援に関する調査研究を行っている。

NPO法人等が「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った支援事業を、適正かつ継続的に実施することができるかを評価して登録するとともに、登録制度に参加するNPO法人等を技術面・経営面でサポートしている。

ひきこもりに関する講演会、若者社会参加応援事業の合同説明会等を開催。

**地域におけるひきこもり等対策推進事業**

ひきこもり等の若者の支援に取り組む区市町村に対して、それぞれの地域事情にあった体制整備を支援している。

家族向けひきこもり対応マニュアルを作成し、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催。また、大学生を主な対象として、悩みとどのように向き合ったら良いかを考え、相談・支援機関の紹介を行うシンポジウムを開催。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の進行状況</p>	<p>若者の非社会的行動に係る対策事業  「東京都若者総合相談（・ ・）/ 若ナビ」において、主に18歳以上の若者の人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などを受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら、悩みや不安の解消を図っている。多様な相談手法の提供として、相談員派遣型面接相談を実施している。</p> <p>携帯電話端末等の推奨  保護者が青少年に携帯電話やPHSを持たせる必要がある場合に、携帯電話端末等や利用する機能を選ぶ際の目安となるように、青少年の年齢に応じて青少年の健全な育成に配慮している携帯電話端末等や機能を推奨する。</p> <p>東京都推奨携帯電話端末等検討委員会の設置  東京都青少年の健全な育成に関する条例第5条の2第2項及び東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の3の規定に基づき、携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」）又は携帯電話端末等において利用可能な機能を推奨するに当たり、適切に意見を表明し、もって公正性を図るため、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会を設置した。</p> <p>「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針」の制定  青少年自身がインターネットの利用に伴うトラブルや危険及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの回避や対処に必要な知識を確実に習得できるようにするため、家庭等において行われる「青少年に対する啓発活動において説明されることが望ましい事項」及び「啓発に際し留意すべき事項」を定めた。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<p>インターネット上の有害情報対策  「青少年のインターネット利用に関する啓発の指針」を定めたことに伴い、今後、青少年がトラブルや犯罪に巻き込まれることを防止する目的で、各種イベントの開催や事業者と協働したフィルタリングの普及啓発活動等を積極的に実施する。</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課</p>	<p>電話 03-5388-3172</p>